慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	J、L、ブライアリ著 國際法 : 平時國際法入門 (四版)
Sub Title	J.L. Brierly : The law of nations : an introduction to the international
	law of peace, fourth edition
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1951
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.24, No.11 (1951. 11) ,p.47- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19511125-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

J. L. Brierly; THE LAW OF NATIONS

-An introduction to the international

law of peace-

Fourth edition. 1949, 306pp+ix

J、L、ブライアリ著

ある。だが、それに役立つ他のものの中には一つの制度がある事も

健全な國際法秩序の建設に役立つ神話も萬能薬もない事は眞實で

國際法——平時國際法入門 (四版)

改め、一九四九年に四版が出版された。定評ある本書は、次の九項目 の第一版は、一九二八年に出版され、一九三六年、一九四二年と版を 演集などに機會ある毎に、その研究の成果を發表されている。本書 基礎に關する諸問題を常に檢討され、英國國際法年報やハーグの講 學會に有力な地位を占める純粹な學者である。教授は殊に國際法の 著者ブライアリはオックスフォード大學の敎授として、英國國際法 ブライアリ教授は彼の國際法(四版)の序文をかく結んでいる。

四七

此の形式と項目とは一九三六年の二版と全く同一であるが、その細 際紛爭と國際秩序の保持、(N)國際法と强制手段、に終つている。 國家、(▶)國家の領域、(↓)國家の裁判權、(↓)條約、(惟)國 (Ⅱ) 現代(國際法)體系の性格、(Ⅲ) 國際社會の法的構成、(Ⅳ) から構成されている。その内容は、(1)國際法の起源、に始まり

物語るものと云うべきであろう。 法の起源と性格とに充當した事は、ブライアリ教授の研究を大いに法の起源と性格とに充當した事は、ブライアリ教授の研究を大いに二版に比して増補が約三十頁に亙り、しかもその半ば以上を、國際際法上の諸問題の發生に伴つて改訂したのは、云うまでもないが、目においては、國際連合を始め、第二次世界大戰の結果、種々の國

格を明らかにし、併せて國際法と國內法(英國法)の關係を論じて、 際法の關係を歷史的に跡づけて、國際社會の確立を企圖する事であ 理解されるようにブライアリ教授は、一面においては國家制度と國 國際法の法的性格、&(6) 國際法體系の缺陷、&(7) 英國裁判所 生、 い(2) 主權の原則、 い(3) 自然法原理の影響、 い(4) 國際 國際法の基礎理論に相當する問題について、紹介の筆を進める事と 國際法の基礎付けを試みたものと理解される。以下その内容を殊に して國際法の妥當根據へ持ち込み、兩者を綜合して國際法の法的性 の對峙の中に、國際法が如何に育くまれて來たか、と云ら點を指摘 り、他面においては所謂國際法學の發展に關して、自然法と實定法 における國際法の適用、の七節を含んでいる。此の各節の關係から 際法における義務づけの基礎、 §(4) 現代國際法の法源、 §(5) の項は、§(1) 國際社會、 §(2) 近代主權國家、 §(3) 現代國 法における古典的著作、の四節を含み、現代(國際法)體系の性格 面から取扱つている。 國際法の起源の項は、 ◎(1) 現代國家の誕 ブライアリ教授は、此の書において、その基礎的な諸問題を二つの

國家制度においてどのように現われて來たであろうか。又我々が國 法をかく定義する。諸國家が相互に關係する樣相が、ヨーロッパの 時、通商と冒險に對する不信がアメリカの發見やインドの新航路の 新しい政治秩序の承認となつて現われた。かかる發展が國家の完全 **戰爭によつて解決し、その結果としてウェストファリアの講和が、** 會は國家の主體の服從を要求し、容認し、その諸要求は常に純粹な Reformation が、一つの大きな契機をなした事を述べている。教 國家に至る經路には、キリスト教國の統一の打破のための宗教改革 頁)、他面において教會と政治體制の關係を取扱つている。即ち近代 monarchy とが、國民國家に對する障害であった點を强調し(四 と土地領有とその人的關係における領土的君主制 territorial 度に求めている。先ず中世の國家を一面において封建制 feudalism で中世の國家から宗教改革を經た近代國家との區別を、その政治制 るのであるから、その背景を知つて置く必要がある。教授は、そこ 國際法の特殊な性格は、近代ヨーロッパ國家制度によつて決定され 際法と云う場合には、現代國際法を意味しているのであるが、現代 東する行爲の規則及び原則の總體である。」ブライアリ教授は、國際 によつて相互を拘束した事を宣言し、中世的世界國家を放棄して、 夫ルネサンス、宗教家、宗教戰爭によつて起つた。是に法の最高性 **發見に育くまれ、共通の知的背景、同情、戰爭に對する反抗が、夫** な分離 separateness と無責任 irresponsibility に導かんとした 大さと國家の絕對性との鬪爭は、教會に對する國家の謀反を三十年 精神的分野に對するものであるとは限らなかつた。敎會の權力の强 「國際法とは、文明諸國家の相互の關係において、文明諸國家を拘

じている。 た。かくて國際法の誕生は、此の事實の承認にあつた(七頁)。と論國民國家以外により廣大な無統一的存在を認める事が 必要 と なつ

主權についてのみ論究したのではない。だが、その對外的な意味で するのであつて、國際法學徒に對しては特別な問題を提示したもの にあるので、その主權は國內政治的秩序の基礎原則として意味を有 である。更に又、ボーダンは主權を以て立法者への變成を試みた事 のものであつて、他の權力主體との關係で最高乃至絕對と述べた譯 承認するのであり(九頁)、云わば、主權を最高の權力における一つ 法及び彼が ―leges imperii― と呼ぶ一定の法には拘束される事を 主權者は、神法、自然法或は理性の法更にすべての諸國家に共通な を缺く國家は舵のない船の如しとたとえている。だが、ボーダンは 力として主権を承認する事であつて、最高の權力 summa potestas る。ボーダンによつて唱えられた主權の理論は、所謂絕對永久の權 doctrine of sovereignity が國際法の研究に必要なものとしてい のであるが、宗教改革から發達した國家の性質殊に主權の原則 the は、單に封建制と教會の支配からの離脱のためのものであつた。 ではない(一〇頁―一一頁)。勿論ボーダンの主權理論は、所謂對內 國際法は、かくヨーロッパの國家制度に影響されながら誕生した

頁―一三頁)。法律的な權利の代りに力 might を主權と同一視するつても制限され得ない絕對にして無限であるべきものとする(一二全體主義的政治支配者の力としてであり、それ自體以外のものによでいるものであるが、主權が秩序の基本原則として提示され、主權はでいるものであるが、主權が秩序の基本原則として提示され、主權は之に比してホッブスの主權理論は、我々が主權絕對の原則と呼ん

結果は、法律學の範圍から逸脱して政治學の範圍に入いる事である。 此等二つの意味で同時に主權となる事は出來ない。之を立憲國家 について考えれば、ボーダンの意味での主權は認められるが、ホッ 方頁)。若し主權が絕對的權力を意味するものならば、諸國がその意 せる事は放棄されたようなものの、十九世紀の國民感情の緊張や獨 古は、又又政治的事實の反影としての主權を表現してしまつた(一 方頁)。若し主權が絕對的權力を意味するものならば、諸國がその意 中での主權を有するものならば、同時に法に從い得ないものであり、 年の前提が正しいものであるならば、國際法は唯幻想 delusion で その前提が正しいものであるならば、國際法は唯幻想 delusion で るると云う結論で甘んじよう、と結んでいる(一六頁)。 新聞

600: 634

ば、法は確かに彼等の上に存在しなければならないし、彼等は法に ならなものである。國際法は同格 co-ordination の法であつて、從 多なものである。國際法は同格 co-ordination の法であつて、從 の主體であると教えている。オッペンハイムが、諸國家は 國際 法 係づけられると教えている。オッペンハイムが、諸國家は 國際 法 係づけられると教えている。オッペンハイムが、諸國家は 国際 法 の主體であると認める如く、若し諸國家が國際法の主體であるなら の主體であると認める如く、若し諸國家が國際法の主間である。 國際社會は多數の國家を前提として成立する。ボーダンやホッブ 國際社會は多數の國家を前提として成立する。ボーダンやホッブ

現代主權國家をかく論じた後、國際社會の構成に論を進めている。されないとは誤つた原理である。ブライアリ教授は、主權の原則とたならば、かかる主權の態度は制限されなければならぬ。此の意味では單に對外的に他の國家との關係で、諸國家自身のために慣行的では單に對外的に他の國家との關係で、諸國家自身のために慣行的では單に對外的に他の國家との關係で、諸國家自身のために慣行的家の地位の本質的部分でもないと論ずる。それ故國際法上では、國家の地位の本質的部分でもないと論ずる。それ故國際法上では、國家の地位の本質的部分でもないと論ずる。それ故國際法上では、國家の地位の本質的部分でもないと論ずる。

際法學徒の實務的な目的にとつて、主權は形而上學的概念でも又國

する場合にも中世的基礎付けが必要である。

國家と國際法の關係を考察する場合と同樣自然法と國際法を考察

日においても國際社會への發展は易易たるものではない(四四頁ー在や法は最高者の意思に基づく命令であると云う概念に出逢い、今國際法團體の體系的な擴大化が齎らされたが、排他的國家主義の存扱整する法の體系なくして社會は存立し得ない。ホッブス的關策法は社會においてのみ存立する。社會における構成員相互の關係

自然法の實定法に對する優越を認めた事である。前者に對しては何

際社會における秩序の必要を印象づけている。 際社會における秩序の必要を印象づけている。 際社會における秩序の必要を印象づけている。 際社會における秩序の必要を印象づけている。 と共同の社會に對する分配された責任 shared responsibility の意と共同の社會に對する分配された責任 shared responsibility の意志る事を體得すると共に、國際社會には一つの制度が緊急に必要である事を認めてからは、一世代しかすぎていないのだが。として國ある事を認めてからは、一世代しかすぎていないのだが。として國ある事を認めてからは、一世代しかすぎていないのだが。として國際社會における秩序の必要を印象づけている。

りに理念的傾向にある事。他は、實定法と自然法とが抵觸する場合、の法制度を一瞥した後、中世の自然法學の考え方を分析する。例えば、トーマス・アキナスは、自然法を入間理性によつて愛見されたは、常然に人間的規則 human ordinance の單なる實定法の権威と関立を表示を表示と対した。一八頁―一九頁)。 更にかかる概念と主權との關係、ローマ法が國際法に及ぼした點をは、當然に人間的規則 human ordinance の單なる實定法の權威よら以上に最高の權威を與える事である。又、或者は自然法と抵觸する實定法の拘束力 binding force を否定した(一八頁―一九頁)。 可の面から現われている事を指摘する。一つは、中世的自然法概念が普遍的合理性に關して誇張された嫌があり、現實性から離れて除が普遍的合理性に關して誇張された嫌があり、現實性から離れて除が普遍的合理性に關して誇張された嫌があり、現實性から離れて除い、自然法の関係についてローマブライアリ教授はそこで、萬民法と自然法と関係についてローマブライアリ教授はそこで、萬民法と自然法とが抵觸する場合、

法に訴える事ではないと論じている。 法に訴える事ではないと論じている。 だがそれは單に自然法の所突は可變的 with a variable content で此の點から可に説明するかと云つた點である。此等の批判を一應正當と認めるならば、立法の機能や社會における法の規整的力の妥當な機能を如何に説明するかと云つた點である。此等の批判を一應正當と認めるならば、立法の機能や社會における法の規整的力の妥當な機能を如ったようなものは、立法の方法につき本質的に設定された原則であるが、それはその全でではない。新しい法が承認される以前に公布るが、それはその全でではない。新しい法が承認される以前に公布るが、それはその全でではない。新しい法が承認される以前に公布るが、それはその全でではない。新しい法が承認される以前に公布るが、それは現在とその場所で判斷されるから自然法の内容は可變的 with a variable content で此の點からら自然法の内容は可變的 with a variable content で此の點からら自然法の内容は可變的 with a variable content で此の點かららは、立法の内容は可變的 with a variable content で此の點かららは、方式を表示という。

論じた後、ヴァッテルの國際法論を殊に nessessary law (必要法) に自然法學派の有力な後繼者であるバィンカースフックについて し、實定法學派の先騙者と呼ばれるブーフェンドルフの體系を略述 國際法にとつて不幸な影響を與えた(二五頁)。とは云え、國際法 に自然法學派の先別を基礎に置き實定法學派の先顯者と呼ばれるヅーチ、適 として扱つたゲンチリを始めとして、グロティウスの自然法と 一部として扱つたゲンチリを始めとして、グロティウスの自然法と の體系的な形式をその初期において與えた諸著者の貢献を跡づける のに自然法學派の先騙者と呼ばれるブーフェンドルフの體系を略述 に自然法學派の先騙者と呼ばれるブーフェンドルフの體系を略述 に自然法學派の先騙者と呼ばれるガーフェンドルフの體系を略述 として後、ヴァッテルの國際法論を殊に nessessary law (必要法)

> 礎はかかる問題の檢討に結びつけられる。 送學派によつて齎されたものがある。國際法における義務づけの基結合していたためか、國際法の確立された諸原則の或るものは自然學として構成する場合、中世からの影響によつて、自然法の槪念が發展を囘顧する。かく初期の國際法學に見られる如く、國際法を法發展を囘顧する。かく初期の國際法學に見られる如く、國際法を法

則が國家の實行によつて確かめられたものであるとする。 である。多くの實定法學者は之に反對する。實定法學派の理論は自 則が合意に基礎づけられるのは、その範圍において云われるだけで、 て提示された一つの擬制 fiction である。第二にP、S、S、の法 が故に行われるのであるとして、默示的合意の理論は理論家によつ あると云われるのは、合意された故でなく拘束されると信ぜられる rightsに由來し、國家平等の原理と同樣に確立した自然的秩序の一 から先天的なものの演繹に由來したのではなく、國際法體系の諸規 合意が 廢棄されればその合意によつて作られた義務は終るべき筈 示的合意による拘束と云う事である。國際慣習法が法として效力が 合意には明示的なものと默示的なものがある。問題は第一に此の默 際法とするのであるから、國際法義務づけの基礎は此の合意に在る。 義務づけられる事に對して合意された conseated 規則の總體を國 頁)。之に反し實定法主義の原理 doctrine of positivism は國家が る點に國際法の義務づけの基礎を設定するのである(五一頁―五二 部の如く定置されたものである。自然法的な見方よりすれば、 權 fundamental rights の原理は、自然狀態に基づく自然權natural 自存、獨立、平等、名譽及び交通の諸々の國家の國際法上の基本 しかも實

political vacuum において存在しないが、相互の繼續的政治關係 confusion に由來するものである。自然狀態 state of nature る。又どの樣な種類の法が何故に拘束するかとの説明が求められれ 優る事を必要とするならば、特別な説明を國際法學徒に 要 求 さ れ 明する特別な義務の下に國際法學徒が立たされるのではない。すべ それが行われる限りそれは事實なのである(五六頁)。ブライアリ教 者 persons ではなく一つの制度である。かかる制度は政治的眞字 明する事は出來ない。國家 はし ば しば 人格化される。しかも人格 明に走つている。國際法の妥當性 validity が何か特殊な問題を起 定法論者は自己の説く所が眞實であるとはせず、恰も法の本質の説 じ、無秩序を排する事が支配的原理であるからである。 的説明は、個人であれ國家であれ生き行く世界において 秩 序 を 信 な假定を避けざるを得ない。だが要は、すべての法の拘束力の統一 は、再び中世或はギリシヤ、ローマの自然法に關して述べたと同樣 て法の本質が命令であり命令し得る人の意思が受ける人の意思より んでいる。卽ち、國際法がその主體を何故に拘束しているのかを說 授は、是で國際法の義務づけの基礎を四版において大要次の如く結 において存在し來つたものであり、法への服從は不完全とは云え、 と政治的國家 しているとの觀念は、主權の原則が國際法理論に導入された混亂 political state は對蹠的なもので兩者の共存は説

Д

慣習、法の一般原則、裁判先例、著述、及び現代國際法體系におけかく論を進めたブライアリ教授は、國際法の法源と題して條約、

簡 defects とに分けて考察した。 點 shortcoming を國際法の法的性格と國際法における何らかの缺認 る理性 reason の地位を述べた後、二版における國際法における缺

單に一國家の私的判斷に基いて權利を要求する事によつて防禦され よつて承認されている事とである。」かかる要件であれば國際法は city において構成員を拘束して いる 固定した規則がその構成員に の存在に對する本質的條件が、政治共同體の存在とその資格 のか。そこでサー・フレデリック・ポロックが云つているように、「法 場からは反對がある。だが此の反對は英國普通法を法でないとする オースチンとその後繼者の法の概念を政治的最高者の意思とする立 あれば、法的性格を與えるのにためらう事はない。勿論ホッブスや れ、少くとも何か重要な關係で少くとも確かに法に類似するもので かつた事を立證しなければならない。かく國際道德と法とが區別さ 意味を持つが、その場合でも國際法上の如何なる規則をも侵犯しな るのではない。それが道德に關係づけられるならば、それは防禦の 行爲が國際紛爭へ齎された場合、關係當事國はその紛爭の歸結點を 衒學であつて實務家のものではない(六九頁―七〇頁)。一國家の あると云らのは混同であり且つ衒學的であるとし、云わば理論家の ると感じられるようなものとを區別するべきであり、兩者共道德で 國家の行爲の正當性を判斷する道德的な審査と道德から獨立してい 由來するとしている。我々が諸國家に行われる通常の慣行について しばしば云われるが、それは一面において法の定義に關する問題に を問題とし、法としてよりも倫理學の一分派と分類すべきであると 國際法の法的性格において先ず國際法が法であるか倫理であるか capa

買う。こしている。 全體として此等の諸條件を充足するように思われる(七一頁―七二

ブライアリ教授は、かく國際法の法的性格を素描した後、國際法 として呼ばれるか或は他の用語で呼ばれるかを論究するとして國際法の いが法として呼ばれるか或は他の用語で呼ばれるかを構成されたので 多、之に對する侵犯がしばしば存在すると云らのは誤謬である。と の侵犯は慣習的體系においては寧ろ稀なものであり、僅か二世代のの侵犯は慣習的體系においては寧ろ稀なものであり、僅か二世代の の侵犯は慣習的體系においては寧ろ稀なものであり、僅か二世代の の侵犯は慣習的體系においては寧ろ稀なものであり、僅か二世代の の侵犯は慣習的體系においては寧ろ稀なものであり、僅か二世代の の侵犯は慣習的體系においては 要求するためではなく寧ろ諸國家が便宜であるから構成されたので ある。國際法を强化する事に對してはよりよき體系を創造して行く 事によつて保持されるのであつて、國際法の強點は制裁よりもつと 事によつて保持されるのである、國際法の弱點は制裁よりもつと 事によつて保持されるのである、國際法の弱點は制裁よりもつと 事によつて保持されるのであって、國際法の弱點は制裁よりもつと 事によって保持されるのである。 可能にせしめる程のものではない。

定するのは、すべての法の本質に存在するのではない。此の關係から除去され得るものではないから、問題に數學的に一定の解決を規方除去され得るものではないから、問題に數學的に一定の解決を規方除去され得るものではないから、問題に數學的に一定の解決を規方除去され得るものではないから、問題に數學的に一定の解決を規度であると云う事は、權威ある法の宣明する機關 authoritative 實であると云う事は、權威ある法の宣明する機關 authoritative 實であると云う事は、權威ある法の宣明する機關 authoritative 實であると云う事は、權威ある法の宣明する機關 authoritative 實である。立法と法の適用の制度

qualification があり、その要件の發展を説明している。 此の合體の 結果として國際法の規則は裁判所に顯著なる事實 judicial notice 判所における國際法の適用と題して國際法と英國國內法の關係につ ら云えば、國際法と國家法の差異は、degree に闘するものであつて 節で、それだけに英國法廷における國際法が如何に取扱われている ている。此の英國法廷における適用は、四版において新に増補された 原則が有益なものである事をデッキンソンの言葉を引用して承認し 件を通じて生成されたもので、その適用には一定の要件或は資格 として採用される(七七頁)。合體の原則は英國法においてやはり事 Incorporation と呼ばれて國際法を外國法として取扱わない。その れた原則であり、その實務的結果は、合體の原則 doctrine of いて論じている。英國では國際法は英國法の一部である事は承認さ ねばならぬと云う證據の當然の結果である(七六頁)。と結んでいる。 を構成する事の困難さは、我々がそれらのものを確立する事に賴ら kind に關するものではない。そこで確實性を備えた國際法の諸規則 ブライアリ教授は、現代國際法體系の性格の最後の節を、英國裁

五

の理論によつて取扱う我々として異色ある個所であると云えよう。かを簡單であるが事件を通じて示し、國際法と國內法の關係を種種

では國際法における國家の一般的觀念、獨立國及び非獨立國、國家行及び行政的權能、國際連盟と國際連合、國際勞働機關。國家の項授は以下、國際社會の法的構成では國際憲法の創始、國際立法、執极は本書の基礎理論の大要を述べて紹介にかえた。ブライアリ教

すべてを取扱つている。本書は教科書の類ではなく、入門書であ 解、連盟規約及び連合憲章に基づく解決。國際法と强制手段の項で 和的方法、仲裁及び司法的解決とその 制限、 周旋、 居中調停、 る裁判權、刑事裁判權の制限、公海における裁判權。 條約 の 項 で 内陸水路の裁判權、外國主權者及び外交官の免除、在留外人に對す 權利、領水、領室。國家の裁判權の項では、領水、公船、港、空、 終了。國家領域の項では、領域權、領域取得の態樣、領域に對する 平等の原則、非獨立國の形相、國家存立の開始、國家存在の存績と は干渉、自衞、復仇。を處理し、平時國際法に關する諸問題の殆ど は、その成立と廢棄。國際紛爭と國際的秩序の保持の項は解決の平

法的關係に理知的な理解を與える事によつて、よりよき國際社會の 基礎理論の解明は充分に行われている。かかる理論よりも諸國家の 理的檢討に不充分なものがあるかも知れないが、 英國的な國際法の するものであろう。勿論その基礎理論は、所謂大陸的に見れば法論 深い思索を、そして現代國際關係の姿を如實に體得せしめるに價い が此の入門書から得られる種種の知識は、歷史に深い考慮を、哲學に として書かれたものと、ブライアリ教授は序文で述べている。だ が営む何らかの理想的地位を期待している專門家以外の方方を對象 **發展に大きな期待をかけようとするブライアリ教授の意圖は充分に** り、殊に廣く法學を學ぼうとする學生諸君及び國際關係において法

的な著作の一つとして、その價値は高く評價されるであろう。 云わば、國際社會の健全な發展に個人と國家の努力を求める建設 (中村 洸

了解されるであろう。

の項に僅かの批判を加えて書評を行つている事を附記して置く。 四版についてその全體としての均衡と明晰さを讃え、國際勞働機關 において、R、Y、ジェニングス氏(R. Y. Jennings)が本書第 尙本稿執筆後、英國國際法年報 (一九四九)が到着した。 此の年報

蠟 Ц 政 道 著

比較政治機構論

べてを蔽うてしまふわけにはゆくまいが、それにしてもイデオロギ 論」は意圖されたと考へられる。卽ち「現代政治學に おける イデ 題提起に對する著者自からの一解答として、此の「比較政治機構 ならないと思う。」(畷泊墨の豪達」 序文八頁) と述べられて居り此の問 科學の自由な討議に惱まされる政治權力論の領域に止まつていては ーの相剋と複雑な諸要素の動的把握に苦しみ、諸社會科學乃至人文 定化している米國の如く、政府論を以て國家論や政治學の殆んどす を前提とする政府論の研究である。それには近代民主々義の最も安 るまいと思う。」と述べられ更に「政治權力の一定の制度化と機構化 相關々係にその重心が求めらるべきことについては多くの異見はあ 成をいかに實行するかにある。恐らく、政治權力の構造と機能との る。」そして「その重心を何處に求めて、その構造的諸要素の配置編 ではなくて、むしろ政治學の構造とその重心を決定する方法論にあ た著者は、その序文に於いて、「政治學の再建の根本問題は資料の側 先に「日本における近代政治學の發達」なる勞作を著はさ